

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第13回）議事概要

### 1 日時

12月8日（金）午前9時30分から午後零時まで

### 2 場所

札幌地方裁判所5階大会議室

### 3 出席者

（委員）奥田正昭，高崎 暢，高見 進，都築 弘，長野登喜代，橋本邦江，向江隆文，森 悦子，大和義広，山本順子（五十音順 敬称略）

（説明者）日本司法支援センター（法テラス）札幌地方事務所長 矢野 修氏，同副所長 長野順一氏

（地裁事務局長尾方正之，民事首席書記官廣瀬俊彰，刑事首席書記官早川登，簡裁首席書記官久保田光生）

（庶務）上田俊明，小路法雄，井田久敏，菅野福道

### 4 議事等

（以下，発言者は，：説明者，：委員長，：委員，：庶務 と表示）

#### (1) 日本司法支援センター（法テラス）札幌地方事務所における業務等について

法テラス札幌地方事務所長矢野修氏及び同副所長長野順一氏から，標記の業務等について説明があった。

地域事務所設置の見込みについて伺いたい。

札幌地裁管内では，弁護士会を中心にして一定の司法過疎対策を行っているところである。その上に立って，何がやれるのかを検討していかなければならない。

本部が考えているのは，常勤弁護士を配置して業務を遂行することである。しかし，一方で費用対効果，つまり経営的にやっていけるかという問題もある。赤字覚悟で運営する必要があるとの考えもあるが，実現可能性としてはクエスチョンマークが付く。

わずかな常勤弁護士で司法過疎が解消されるかということ，そうではない。

そのような事情もあり，弁護士会としては，みんなで担っていくべきという話をしている。順次交代で負担を分かち合いやっていかないと問題解決にはならないと思う。採算の合わないところにも手を差し伸べていきたい。

ひまわり基金の公設事務所が岩内支部管轄の倶知安町にあるが，過払金返還請求事件を中心に，岩内支部管内の事件数が急増していると認識している。先ほど御説明のあったとおり，費用対効果の検討も必要であるが，一定程度のニーズが

あることも事実である。

来年度、弁護士会としては、岩内町にひまわり基金公設事務所を設置することを考えている。

そのためには、地方の公設事務所に派遣することの出来る弁護士を自前で育てていく必要性があり、北海道として「すずらん基金法律事務所」を設置して司法過疎に対応する弁護士を養成しているところであるが、そこから岩内に弁護士を派遣したいと考えている。

相談内容を適切に振り分け、たらい回しを防ぐため、振り分け先との連携、調整の必要性や研修などについて、どのような取組みがされているか。

法テラスの対応スタッフは、いずれも消費生活相談員等の経験のある方であり、信頼をしているが、今後も、指導研修や自己研さんが必要であると考えている。

北海道内では、江差に地域事務所があると聞いている。行政的に考えると、前提として、きちんとした設置計画があると考えていたが、実際には色々なバリエーションを考えて設置の要否を検討していくことになるのか。

基本的発想は、まずは、地元ニーズがあるところから設置を実現していくところにある。弁護士や司法書士の考えている司法過疎のことや、地元の要望を聞くことから出発することとなる。したがって、行政的な考えで計画的にやることにはならない。

法テラスの本部は、司法関係者に限らず、多様な分野の方により構成されている。組織的には、行政的枠組みにならざるを得ないが、我々が地方の実情を訴えれば、これを理解してくれる人が必ずいると信じて我々はやっていることを御理解願いたい。

法テラスの予算的措置はどのようになっているのか。

法テラスは法務省所管の独立行政法人なので、基本的には国費から賄われることとなる。

法テラスの業務として民事法律扶助業務が加わっているが、法律扶助協会はどうなるのか。

平成19年3月に解散し、その後、清算業務に入る予定である。

先ほどの説明によると、法テラスでは、法律相談は行わず、相談機関に振り分けるといった情報提供業務である。他方、民事法律扶助のリーフレットを見ると、法律扶助業務として無料法律相談を行っている。その場合には、事前の資力審査等が求められていないように読めるが、そのような理解でよいか。

代理援助や書類作成援助では事前の資力審査等を行っており、所得証明書等の

提出をお願いし、その上で資力要件を判断しているが、法律相談援助では、それをいちいち出さないと援助を受けられないとの対応をするのではなく、口頭で審査要件を説明して確認の上、扶助要件を確認し、相談を行っている。

(2) 来庁者アンケートの集計結果の報告

庶務から、11月17日現在集計分(回収39通)に基づく来庁者アンケートの集計結果が報告された。

(3) 労働審判制度について

奥田委員から、札幌地裁における労働審判制度の概要等について説明があった。

5 次回の予定について

平成19年4月26日(木)午後に札幌地方・家庭裁判所滝川支部において開催する。